

<判例研究>

総務省及び消費者庁のホームページ上の措置命令事実の公表に対して人格権としての名誉権に基づく妨害排除請求権により削除を請求したが棄却された事例

天 本 哲 史

キーワード：公表，人格権，名誉権，妨害排除請求，特定電子メールの送信の適正化等に関する法律

東京地判平成 28 年 2 月 19 日

記事削除請求事件

平成 27 年（ワ）第 1823 号

出典 D1-Law (29016638)

LEX/DB (文献番号 25534006)

【事実の概要】

本件は、株式会社 ITS（以下「訴外会社」という。）に対して特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（以下「特電法」という。）7条に基づく措置命令をした旨の記事が総務省及び消費者庁のホームページに掲載されていることについて、上記措置命令当時に訴外会社の代表取締役であった原告 P1（以下「原告 P1」という。）及び原告 P2（以下「原告 P2」という。）（以下「原告ら」という。）が、上記記事の掲載が続けられていることによっ

て名誉権を侵害されていると主張して、被告である国に対し、人格権としての名誉権に基づく妨害排除請求権に基づき、上記記事の削除を求める事案である。

特電法2条は、「電子メールの送信（国内にある電気通信設備（電気通信事業法2条2号に規定する電気通信設備をいう。以下同じ。）からの送信又は国内にある電気通信設備への送信に限る。以下同じ。）をする者（営利を目的とする団体及び営業を営む場合における個人に限る。以下「送信者」という。）が自己又は他人の営業につき広告又は宣伝を行うための手段として送信をする電子メール」を特定電子メールとし、同3条は特定電子メールの送信の制限をする。そして、同7条は「総務大臣及び内閣総理大臣…は、送信者が一時に多数の者に対してする特定電子メールの送信その他の電子メールの送信につき、第3条…の規定を遵守していないと認める場合…において、電子メールの送受信上の支障を防止するため必要があると認めるときは、当該送信者（これらの電子メールに係る送信委託者が当該電子メールの送信に係る第3条第1項第1号又は第2号の通知の受領等の業務の一部を行った場合であって、当該電子メールの送信につき、当該送信委託者の責めに帰すべき事由があると認められるときは、当該送信者及び当該送信委託者）に対し、電子メールの送信の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる」とする。かかる同7条の内閣総理大臣の権限は同31条により消費者庁長官に委任されている。

訴外会社は、インターネットのホームページの企画、立案、制作及び管理や、インターネットを利用した広告、宣伝、マーケティングリサーチに関する業務及び代理業務等を目的とする会社であり、平成22年12月31日、株主総会の決議により解散し、平成23年5月31日、清算を結了した。原告らは、平成22年5月1日、訴外会社の代表取締役役に就任し、後記の措置命令が発令された同年12月17日当時も、同社の代表取締役役の地位にあった。

総務大臣及び消費者庁長官は、訴外会社に対し、訴外会社が特定電子メールを送信するに当たり、少なくとも平成22年3月9日から同年12月5日までの間、特電法3条1項の規定に違反する行為を行っており、電子メー

ルの送受信上の支障を防止するため必要があると認められるとして、同7条に基づき、電子メールの送信の方法について、同3条1項の規定の遵守を命じる旨の措置命令（以下「本件措置命令」という。）をした。

総務省は、同省のホームページ上に本件措置命令に係る記事（以下「本件記事1」という。）を、また、消費者庁は、同庁のホームページ上に本件措置命令に係る記事（以下「本件記事2」といい、本件記事1と併せて「本件各記事」という。）をそれぞれ掲載した。本件各記事の内容は、以下のとおりであり、「概要」の表題の下に、訴外会社が特電法3条1項違反を理由に本件措置命令を受けた旨が、「命令の対象」の表題の下に、本件措置命令の対象である訴外会社の事業者名、所在地、代表者、設立年月日及び資本金が、「違反事実」の表題の下に、訴外会社が送信した違法な特定電子メールにおいて広告又は宣伝を行う対象とされたウェブサイトの数、違法な特定電子メールの送信が確認された期間、相談のあった特定電子メールの通数、違反内容及び関係法令が、それぞれ簡潔に列挙されている。

原告らは、本件措置命令を公表したこと自体の違法性を主張するものではなく、本件措置命令を公表する必要性及び相当性を欠くに至っているにもかかわらず、本件各記事の掲載を続けていることが違法であると主張するものである。したがって、本件における争点は、現時点において、本件各記事を掲載することが原告らの人格権を違法に侵害するものとして、事後的な差止め（本件各記事の削除）の対象となるかどうかである。

【判旨】 請求棄却

1 人格権としての名誉権に基づく妨害排除請求

「人の品性、徳行、名声、信用等の人格的価値について社会から受ける客観的評価である名誉を違法に侵害された者は、人格権としての名誉権に基づき、加害者に対し、現に行われている侵害行為を排除し、又は将来生ずべき侵害を予防するため、侵害行為の差止めを求めることができるものと解するのが相当である（最高裁判所昭和56年（オ）第609号同61年6

月 11 日大法廷判決・民集 40 卷 4 号 872 頁参照)。そして、一般に、どのような場合に侵害行為の差止めが認められるかは、侵害行為によって受ける被害者側の不利益と侵害行為を差し止めることによって受ける侵害者側の不利益とを比較衡量して決すべきであり、侵害行為によって、被害者が重大で、かつ、回復を図るのが著しく困難な損害を現に被り又は被るおそれがある場合には、侵害行為の差止めを求めることができるというべきである（最高裁判所平成 13 年（オ）第 851 号，同（受）第 837 号同 14 年 9 月 24 日第三小法廷判決・裁判集民事第 207 号 243 頁参照）。

2 人格権に基づく妨害排除請求の判断基準

「本件においては、行政機関が行った行政処分に関する事実の公表によって名誉権を侵害された者が、人格権としての名誉権に基づき、上記公表行為の事後的な差止め（本件各記事の削除）を求めることができるかどうかの問題になっているところ、本件措置命令のような行政処分に関する事実は、その性質上、公共の利害に関するものであることが明らかであるし、…本件各記事の内容には、事実と異なるところはない。そして、一般に、本件措置命令のような行政処分に関する事実を公表することは、行政機関の諸活動に関する透明性を確保するとともに、国民に対する注意喚起や再発防止等を図るといった観点から重要な意義を有するものであり、公益を図る目的に出たものであることは明らかであるから、その公表が差止められることになれば、公益である上記行政目的が阻害されることになるものといわざるを得ない。（改行）その一方で、本件措置命令のような不利益処分に関する事実は、その名宛人を始めとする関係者にとってその社会的評価や信用に影響が及び得る性質のものであるから、その公表が続けられた場合には、これによって名宛人その他の関係者が重大な不利益を被ることもあるものというべきである。（改行）そこで、本件措置命令のような不利益処分に関する事実の公表が継続されている場合に、人格権としての名誉権に基づきその差止めを求めることができるかどうかを判断するに当たっては、公表された事実の内容や性質、公表の方法、態様等を踏ま

えて、公表を続けることによる利益とそれによってもたらされる不利益とを比較衡量し、公表の継続によって、被害者が重大で、かつ、回復を図るのが著しく困難な損害を現に被り又は被るおそれがあるかどうかを検討する必要があるというべきである（下線は筆者）。

3 本件各記事に対する判断

「ア 本件各記事は、訴外会社が特電法3条1項違反を理由に本件措置命令を受けたという事実とともに、訴外会社の代表者が原告らであるという事実を摘示するものであり、原告らが訴外会社の上記違反行為に関与していたかのような印象を与えなくもないから、原告らの社会的評価の低下をもたらす面がないわけではない。（改行）しかしながら、他方、…本件各記事は、本件措置命令の対象や違反事実を簡潔に列挙しただけの内容にとどまっており、『命令の対象』という表題の下に、『事業者名 訴外会社』、『所在地 大阪市α区β×丁目×番××号P5×××号』、『代表者原告P1、原告P2』、『設立年月日 平成21年5月11日』、『資本金 1万円』という記載が続いているというのであるから、原告らに関する上記記述は、本件措置命令の対象者が訴外会社であることを特定し、商号を同じくする別会社との誤認混同を防ぐために必要な情報として記載されているにすぎないことは明らかである。このことに加え、株式会社の代表取締役の氏名は、登記事項とされ（商業登記法54条）、何人も交付を請求し得る登記事項証明書に記載されて一般に公開されていることや（同法10条）、本件措置命令における違反事実の内容（広告又は宣伝を行う電子メールの送信に当たり、受信者から同意を得ていなかったこと）及び命じられた措置の内容（特電法3条1項の規定を遵守すること）等をも併せ考慮すると、原告らが本件措置命令を受けた訴外会社の代表者であるとの事実が公表されたからといって、原告らの社会的評価はそれほど大きな影響を受けるものではなく、これによって原告らが被る不利益も、客観的には軽微なものにとどまっているというべきである（下線は筆者）…。（改行）イ 他方、本件各記事は、総務省及び消費者庁が過去に行った報道資料ないし公表資料

を年ごとにまとめて閲覧可能な状態にしているホームページ上に掲載されており、いずれのホームページにおいても、トップページのサイト内検索(トップページ右上部分)に事業者名を入力して検索を行うことにより、当該事業者が過去に特電法違反による措置命令を受けたかどうかを確認することが可能な設定となっている。前示のとおり、本件措置命令のような行政処分に関する事実を公表することは、行政機関の諸活動に関する透明性を確保するとともに、国民に対する注意喚起や再発防止等を図るといった観点から重要な意義を有するものであるところ、上記のとおり、行政機関がそのホームページ上において過去に行われた措置命令の内容や対象事業者等を検索、閲覧することのできる状態にしておくことは、このような行政目的に資するものである(下線は筆者)。このことは、公表されている過去の措置命令の事例の中に、訴外会社のように既に解散、清算終了した事業者に係るものや、本件措置命令のように処分から5年程度の期間が経過しているものが含まれているとしても、何ら変わるところはなく、むしろ、過去に行われた措置命令の事例を検索しても、表示される事例と表示されない事例があって、その全容が詳らかにならない状態となったのでは、上記のような行政目的が阻害されることにもなりかねないといわなければならない。(改行)ウ また、本件各記事の内容は、『概要』の表題の下に、訴外会社が特電法3条1項違反を理由に本件措置命令を受けた旨が、『命令の対象』の表題の下に、本件措置命令の対象である訴外会社の事業者名、所在地、代表者、設立年月日及び資本金が、『違反事実』の表題の下に、訴外会社が送信した違法な特定電子メールにおいて広告又は宣伝を行う対象とされたウェブサイトの数、違法な特定電子メールの送信が確認された期間、相談のあった特定電子メールの通数、違反内容及び関係法令が、それぞれ簡潔に列挙されているものにすぎない。しかも、本件各記事は、総務省及び消費者庁のホームページ上において、何年にもわたって報道、公表された多数の『報道資料』や『公表資料』の中の一つとして掲載されているにすぎず、本件各記事を閲覧するには、トップページから何度もクリックを繰り返すか、トップページのサイト内検索(トップページ右

上部分) に事業者名を入力して検索を行う必要があり、これによって、当該事業者が過去に特電法違反による措置命令を受けたかどうかを確認することが可能になっているというのである。そうすると、本件各記事によって公表されている事実は、行政機関の諸活動に関する透明性を確保するとともに、国民に対する注意喚起を促して消費者保護や再発防止等を図るという行政目的を達成するために必要最小限度のものにとどまり、公表の方法、態様も、上記目的を達成するために必要かつ相当なものであるというべきである (下線は筆者)】。

本件においては、原告らが本件措置命令の公表の継続によって、重大かつ回復を図るのが著しく困難な損害を現に被り又は被るおそれがあるということとはできないから、人格権としての名誉権に基づき、事後的な差止め(本件各記事の削除)を求めることはできないというほかはない。

【評釈】判旨賛成

本件は、インターネット普及に伴う電子メールの商業利用上の問題となっている「スパム (spam)」と称されるようなメール受信者の意向を無視した迷惑メールを大量送信したとされた事業者に対する特電法7条に基づく措置命令をした旨の記事が総務省及び消費者庁のホームページに公表掲載されていることについて、本件措置命令の当時に訴外会社の代表取締役であった原告らが、上記記事の掲載が続けられていることによって名誉権を侵害されていると主張して、被告たる国に対し、人格権としての名誉権に基づく妨害排除請求権に基づき上記記事の削除を求めた事案である。

近年、公的規制としての行政処分の実施に付随して世論の批判によって圧迫し、公的規制に従うことを期待する公表として、行政庁により不利益な行政処分が為された後、その行政処分事実の公表(公示も含む)が為されることを予定する法令等が多く見られるようになった。例えば、法律上には、特定商取引に関する法律8条2項⁽¹⁾、介護保険法103条4項⁽²⁾、新型インフルエンザ等対策特別措置法31条の6第5項等⁽³⁾々に定められ、また

地方公共団体による条例や要綱上にも定められている⁽⁴⁾。これらの法令等に基づく公表以外にも、本件における特電法7条に基づく措置命令が為された事実をホームページ上に公表するように、法令等に定めはないが制度的あるいは行政上の慣行としても行政処分事実の公表も広く実施されている⁽⁵⁾。このような行政処分事実の公表を含めた行政による公表には、国民・住民一般に対して自己決定ないし第三者保護に資するような「情報提供」としての目的や、処分対象に対する「制裁」としての目的を有し、あるいは双方の目的を併有する場合もある⁽⁶⁾。そして、行政による公表そのもの自体は国民・住民一般に対して一定の事実を周知するだけの精神的作用を伴うに止まる事実行為であって、公表される者に対して直接的法効果を有しない表現行為である。しかしながら、公表される者の名誉・信用や個人のプライバシーを侵害する場合や慎重さを欠いて公表の内容が誤っている場合はあるし、世論に訴えることによって国民・住民一般の受け手による反応による過剰な侵襲的な効果を生じさせてどこまで影響が及ぶかが予想し難く必要以上の過剰な反応が生じる場合もあるから、違法な侵害と評価されるような漫然とした行政による公表の実施は控えるべきである⁽⁷⁾。

そして、違法な行政による公表からの司法的救済として一義的に挙げられるのは公表に対する取消訴訟等の抗告訴訟とそれに附随する仮の差止め申立て等の仮の救済措置を用いることであるが、公表の法的性質は非権力的事実行為であるから当該行為に処分性の存在は認められ難いから、裁判所に対して行政事件訴訟法上の抗告訴訟等を出訴又は申立てをしたところで却下される可能性が高い⁽⁸⁾。したがって、より直截的な公表される者の権利益の司法的な救済方法としては、国家賠償法1条1項上の損害賠償請求、同法4条や民法723条の訂正・謝罪広告による名誉回復措置や人格権に基づく削除命令を求めること等が考えられるが⁽⁹⁾、実際に国民・住民一般に対する公表に関する裁判例の多くはこれらによるものであった⁽¹⁰⁾。

以上のように、本件は、行政機関のホームページに不利益処分に関する事実が公表され続けることにより名誉権を侵害されているとして、人格権としての名誉権に基づく妨害排除請求権に基づいて記事を削除するべきか

が争点となった事案であるが、国民・住民一般に対する行政による公表に対して人格権としての名誉権に基づく妨害排除請求による事後の差止めに対して、公表することによる利益と公表による不利益とを比較衡量することにより判じると明示した裁判例は初のものであったように思われるから、本判決には法学研究上ないし実務上の先例的価値を見出すことができる。このような観点から、以下では、本判決を検討することにしたい。

1 人格権としての名誉権に基づく妨害排除請求

(1) 人格権としての名誉権に基づく妨害排除請求

本件は、被告である国に対し、人格権としての名誉権に基づく妨害排除請求権に基づき、特電法7条による措置命令をした旨の記事の削除を求めた事案である。そこで、まずは、本件にて先決すべきは、そもそも行政による公表に対して民事裁判上の人格権に基づく妨害排除請求又は妨害予防請求が可能か否かの点である。この点、2008年の最高裁が「憲法13条は、国民の私生活上の自由が公権力の行使に対しても保護されるべきことを規定しているものであり、個人の私生活上の自由の一つとして、何人も、個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由を有するものと解される」とする⁽¹¹⁾ように、一般に、国ないし地方公共団体の活動に伴って個人に関する情報がみだりに公表されない権利が人格権として保障されると⁽¹²⁾に伴い、それに対する侵害行為に対する差止めを求めることができる。また、このような裁判所に対する訴えが行政権の「公権力の行使」に対する不服の性質を有する場合には⁽¹³⁾抗告訴訟の排他的管轄により民事裁判に係属しないとされるが、行政による公表は国民・住民一般に対して一定の情報を提供するに止まるから、その法的性質は非権力的事実行為であるとして抗告訴訟上の「公権力の行使」に該当し難い行為と位置付けられるから、民事裁判における事後の差止めを趣旨とした妨害排除請求又は妨害予防請求が適法なものとして許容されるように思われる。したがって、本件における特電法7条による措置命令をした旨の公表に対する人格権に基づく妨害排除請求は民事裁判として係属できる。

このような人格権に基づく名誉権の違法な侵害に対する差止めの根拠としては、民事上の高名な1986年の「北方ジャーナル事件」最高裁判決は、スキャンダル等を内容とする雑誌出版の事前差止めの請求に対して、「実体法上の差止請求権の存否について考えるのに、人の品性、徳行、名声、信用等の人格的価値について社会から受ける客観的評価である名誉を違法に侵害された者は、損害賠償（民法七一〇条）又は名誉回復のための処分（同法七二三条）を求めることができるほか、人格権としての名誉権に基づき、加害者に対し、現に行われている侵害行為を排除し、又は将来生ずべき侵害を予防するため、侵害行為の差止めを求めることができるものと解するのが相当である。けだし、名誉は生命、身体とともに極めて重大な保護法益であり、人格権としての名誉権は、物権の場合と同様に排他性を有する権利といふべきであるから」として、排他性を有する絶対権としての人格権の性質を根拠とする。⁽¹⁴⁾そして、本判決は、行政による公表に対する妨害排除請求の事案であるが、人格権としての名誉権に基づく妨害排除請求が認められる根拠の説明として、上記「北方ジャーナル事件」最高裁判決を踏襲して、「人の品性、徳行、名声、信用等の人格的価値について社会から受ける客観的評価である名誉を違法に侵害された者は、人格権としての名誉権に基づき、加害者に対し、現に行われている侵害行為を排除し、又は将来生ずべき侵害を予防するため、侵害行為の差止めを求めることができるものと解するのが相当である」とした。

そして、民事裁判において、過去、行政による公表に対する人格権に基づく妨害排除請求又は妨害予防請求に対する裁判例が幾つか示されている。まず、公表に対するプライバシーを含めた人格権に基づいた妨害予防請求の事例としては、①大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例に基づき表現活動を行った者の実名を公表しようとするにつき人格権に基づく「差止めを請求する行為がなされる高度の蓋然性があると認められることが必要」であるから、本人特定に至らずに単にハンドルネーム公表に止まる場合には実名公表の差止めの請求が棄却された。⁽¹⁵⁾一方で、公表に対

する人格権に基づく妨害排除請求の事例としては、②人格権に基づき公開捜査及び捜査特別報奨金広告の中止等を求めた事例につきポスター内容が「Fが本件殺人事件の犯人であるとするものであり、Fが原告の子であるなどの記載は一切なく、原告について何ら触れるものではない。換言すれば、原告が、その名誉権及び人格権を侵害するものであると主張する被告岩手県の実態は、原告を対象とする行為ではなく、あくまでもFを対象とする行為である。仮に、原告を対象とする表現において、その子であるFが本件殺人事件の犯人であると断定されたのであれば、その表現の対象とされた原告の名誉権及び人格権が侵害されたものといえるとしても、被告岩手県による…各ポスターの掲示ないし掲載は、専らFを対象とするものであり、原告を対象とするものではないから、これを原告の名誉権及び人格権に対する侵害行為と評価することは困難」として、違法に名誉権及び人格権を侵害しないとして棄却された⁽¹⁶⁾。また、③防衛研究所のホームページにて所属職員が研究活動に係る不正行為を行った旨の公表をした事例につき「防衛研究所の公式ホームページに本件公表に係る記事が掲載され続ける限り、原告は研究者としての活動を行うことに重大な支障が生じ、原告に対する無形の損害が生じるから、これによる原告の権利の侵害を防止するため、本件公表に係る記事の削除を命ずることが相当である」として記事削除請求が認容された⁽¹⁷⁾。最後に、④国土交通省ホームページにて一級建築士の偽装が発見されたとの記事を掲載して報道発表した事例につき「建築指導課は既に任意に本件記事を削除しており、本件記事の存在は認定できない上、…本件公表行為は、正当な目的のための相当な手段であるというべきであって、原告の人格権を違法に侵害するものではない」として棄却された⁽¹⁸⁾。上記①と②は公表による侵害が生じないとした事案であり、また、上記③は公表の実施判断時における基礎となる事実がそもそも存しなかったという行政側の事実誤認の事案であり、上記④は公表の目的・手段を検討しつつも、公表が継続されておらず判決時には既に削除されていた事案であったからか、公表に関わる利益（不利益）の比較衡量について言及することなく判断をしている。したがって、これらの上記①な

いし④の判決は、公表に対する人格権に基づく妨害予防請求及び妨害排除請求について、下記(2)のように双方の利益(不利益)の比較衡量によって判断した本判決とは異なるから、本判決の直接的な先例としては位置付けられるものではない。

(2) 人格権としての名誉権に基づく妨害排除請求の判断基準

人格権としての名誉権に基づく妨害予防請求及び妨害排除請求に対する判断基準を検討するならば、人格権の違法な侵害における差止めの要件として引用されることが多々ある2002年の「石に泳ぐ魚事件」最高裁判決は、モデル小説の公表によるプライバシー侵害の事案として「どのような場合に侵害行為の差止めが認められるかは、侵害行為の対象となった人物の社会的地位や侵害行為の性質に留意しつつ、予想される侵害行為によって受ける被害者側の不利益と侵害行為を差止めることによって受ける侵害者側の不利益とを比較衡量して決すべきである。そして、侵害行為が明らかに予想され、その侵害行為によって被害者が重大な損失を受けるおそれがあり、かつ、その回復を事後に図るのが不可能ないし著しく困難になると認められるときは侵害行為の差止めを肯認すべきである」として、差止めの可否を双方の利益(不利益)の比較衡量によって判断するという基準を示している⁽¹⁹⁾。

そして、本判決は、行政による公表に対する人格権としての名誉権に基づく妨害排除請求に対する判断基準として、上記「石に泳ぐ魚事件」最高裁判決を参照することにより、「本件措置命令のような不利益処分に関する事実の公表が継続されている場合に、人格権としての名誉権に基づきその差止めを求めることができるかどうかを判断するに当たっては、公表された事実の内容や性質、公表の方法、態様等を踏まえて、公表を続けることによる利益とそれによってもたらされる不利益とを比較衡量し、公表の継続によって、被害者が重大で、かつ、回復を図るのが著しく困難な損害を現に被り又は被るおそれがあるかどうかを検討する必要があるというべきである」とした。

2 本判決の検討

本判決における上記の判断基準への当て嵌めとしては、まず、①行政による公表によってもたらされる不利益としては、登記事項には法人の役員名が記載されて「原告らが本件措置命令を受けた訴外会社の代表者であるとの事実が公表されたからといって、原告らの社会的評価はそれほど大きな影響を受けるものではなく、これによって原告らが被る不利益も、客観的には軽微なものにとどまっている」としたが、特電法37条の両罰規定によって原告らが法人の代表者として処罰された旨の事実であれば別として、法令違反企業の登記簿上の役員名程度であれば、重大な損害が生じるとまでは言えないであろう。一方で、②公表を続けることによる利益としては、行政機関の諸活動に関する透明性を確保や国民に対する注意喚起や再発防止等を図るという意義から「行政機関がそのホームページ上において過去に行われた措置命令の内容や対象事業者等を検索、閲覧することのできる状態にしておくことは、このような行政目的に資するものである」としたが、行政が公表を継続する利益に対する判断としては、公表期間は公表の目的達成に相当する期間とすべきであろうが、「行政機関の諸活動に関する透明性を確保」する情報公開の観点からは国民・住民に対する説明義務を果たすために相当長期の公表が必要となるであろうが、一方で「国民に対する注意喚起や再発防止等」としての観点からであれば危害が生じる可能性がある相応の期間とすべきである。すなわち、前者は法令に定めがあるか無いかの別なく全ての行政による公表の目的となるが、後者の場合には行政処分やそれに伴う行政上の義務履行確保が達成できた場合や本件のように法人解散後に処分対象が存しない時には、公表を続けることによる利益は喪失あるいは低減するように思われる。したがって、本件各記事の公表の目的が、前者の目的を強調するならば、その公表の公表期間は長期とすることに適うことになる。加えて、③公表された事実の内容や性質、公表の方法、態様等の考慮としては、公表内容は行政処分事実の内容に止まることや行政自身のウェブサイトを設置されたサイト内検索で辿り着けるページであることから「本件各記事によって公表されている事実は、

行政機関の諸活動に関する透明性を確保するとともに、国民に対する注意喚起を促して消費者保護や再発防止等を図るという行政目的を達成するために必要最小限度のものにとどまり、公表の方法、態様も、上記目的を達成するために必要かつ相当なものである」とするが、総務省及び消費者庁のサイト内掲載のコンテンツは、筆者が確認したところでは、訴外会社以外のものであるが、特電法の処分対象の会社名を大手検索エンジンインターネットで検索した場合には当該検索エンジン上に「スニペット(snippet)」表示される等の外部からもたどり着くことが可能であるから、「サイト内検索で辿り着けるページである」とする評価は誤認の感がある。もっとも、行政機関のサイト上に掲出したのみであり記者会見を開いた上に誇張的表現をするといった過度な社会的反応を誘発しないから、行政目的の達成のための必要最小限のものであったとした評価は結論としては妥当であるように思われる。以上のように、本判決は、上記①ないし③を考慮した結果として、原告らが本件措置命令の公表の継続によって、重大かつ回復を図るのが著しく困難な損害を現に被り又は被るおそれがあるということではできないとして、人格権としての名誉権に基づき、事後的な差止め（本件各記事の削除）を求めることはできないとしたが、この結論は妥当であったように思われる。

3 本判決の意義等

本件は、行政機関が行った行政処分に関する事実の公表によって名誉権を侵害された者が、人格権としての名誉権に基づき、公表行為の事後的な差止め（本件各記事の削除）を求めた事案であった。本判決は、上記の「北方ジャーナル事件」最高裁判決を踏襲して公表行為に対して人格権としての名誉権に基づき妨害排除請求及び妨害予防請求が可能であることを示し、さらに上記の「石に泳ぐ魚事件」最高裁判決を参照して公表行為に対する差止めの可否を比較衡量で判断するとした。管見によるならば、本判決のように行政による公表に対する人格権としての名誉権に基づいて公表行為への妨害排除請求を判断された事案は少ないことと、公表を続けることに

よる利益とそれによってもたらされる不利益を比較衡量により判断したことは初のものであったから、本判決は下級審裁判例であるといえども一定の先例的価値があるように思われる。行政による公表に対して選択可能な司法的救済の方途は、抗告訴訟や国家賠償訴訟等を含めて多岐に渡っており、それらを様々に組み合わせることにより、公表される者に対する司法的な救済機会の拡大を図ることができる。したがって、本判決のような人格権としての名誉権に基づく妨害排除請求を含めながら、これまでの裁判例を整理しつつ、それぞれの特質を明らかにすることが、公表される者の権利利益の救済の問題解決に向けた今後の検討課題となる。

最後に、これまでの本稿の検討を踏まえて、本判決の射程距離を検討するならば、本判決は直接的には、①特電法7条に基づく措置命令事実の公表によるプライバシー侵害に対する人格権としての名誉権に基づく妨害排除請求の事案に及ぶと思われる。また、行政による「公表が継続されている場合」だけでなく、本判決は妨害予防請求たる出版差止め請求がなされた「石に泳ぐ魚事件」最高裁判決を参照しているように、②特電法7条に基づく措置命令事実の公表によるプライバシー侵害に対する人格権としての名誉権に基づく妨害予防請求の事案に及ぶと思われる。さらに、③本判決は、消費者保護といった情報提供を目的とするか公的規制の実効性確保のための制裁的公表かの別を問わず、行政処分事実の公表を含めた行政による公表全般に対する人格権としての名誉権に基づく妨害排除請求ないし妨害予防請求の事案にも、参考になるように思われる。

注

- (1) 特定商取引に関する法律8条2項は「主務大臣は、…命令をしたときは、その旨を公表しなければならない」とする。
- (2) 介護保険法103条4項は「都道府県知事は、…命令をした場合においては、その旨を公示しなければならない」とする。
- (3) 新型インフルエンザ等対策特別措置法31条の6第5項は「都道府県知事は、…命令をしたときは、その旨を公表することができる」とする。

- (4) 条例に基づく場合の例として、東京都廃棄物条例 20 条の 2 は「知事は、…不利益処分を行ったときは、当該処分の内容を公表するものとする」とする。また、地方公共団体が策定した要綱に基づく場合の例としては、宮城県廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分の実施等に関する要綱 20 条 2 項柱書本文は「知事は、…行政処分を行ったとき…は、…事実を公表するものとする」とする。
- (5) 法令に定めがない場合の例としては、本件における総務省や消費者庁ホームページによる公表以外にも、国土交通省その他の各省庁ホームページにも報道・広報として公表されている。また、経済産業省所管補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等措置要領 10 条には「補助金交付等停止措置又は指名停止措置」をした旨を公表することが規定されている。
- (6) なお、林修三『判例解説憲法編』第 4 卷（ぎょうせい、1989）112 頁は、法令上に不利益な処分事実の公表が予定される理由としては、第 1 に不利益処分の存在を知らない「第三者の保護」と、第 2 に公表による「社会的制裁」の対象とすることを挙げている。
- (7) 行政による公表に対する法的研究としては、例えば、拙著『行政による制裁的公表の法理論』（日本評論社、2019）、拙稿「自治体政策を遂行する手段としての『公表』」都問 112 号（2021）48～58 頁のそれぞれを参照。
- (8) 行政による公表の法的性質は非権力的事実行為であるから処分性が認められ難いから、公表そのものに対する行政事件訴訟法上の抗告訴訟や仮の差止め等の仮の救済措置を提起することは困難である（例えば、名古屋地決平成 18 年 9 月 25 日 LEX/DB（文献番号 28112501）等）。但し、東京地決平成 29 年 2 月 3 日判例集未登載のように、公表に処分性が認められて仮の差止め申立てが認容された例外もある（当該判決については、拙稿「行政による制裁的公表の処分性を争点とする判例の傾向と分析—続—行政による制裁的公表の処分性に関わる法的問題に対する研究—」桃山法学 34 号（2021）117 頁以下参照）。
- (9) 行政による制裁的公表に対する差止めまたは削除請求の方途は、① 人格権に基づいて請求する場合と、② 国家賠償法や民法 723 条に基づいて名誉回復措置として請求する場合が挙げられるが、前者の場合には被害者は加害者（国ないし公共団体の公務員）の故意又は過失を主張・立証する必要がない。

- (10) 例えば、行政による公表に対する国家賠償法1条1項上の損害賠償請求の事例につき、O-157 集団食中毒原因の公表として東京高判平成15年5月21日判時1835号77頁、小学校長自殺の原因調査報告書の公表として最三判平成22年4月27日判自333号22頁、医師法に基づく戒告処分事実の公表によるプライバシー侵害が違法となるかの事例として東京地判平成31年3月22日LEX/DB（文献番号25580556）のそれぞれを参照。また、国家賠償法上の損害賠償請求と人格権による妨害排除請求権に基づく削除は認められたが、名誉回復措置請求による謝罪広告は認められなかった事例につき、防衛研究所による研究不正事実の公表として東京地判令和2年10月20日裁判所ウェブサイト参照。
- (11) 最一判平成20年3月6日民集62巻3号665頁〔682頁〕。
- (12) なお、行政による公表だけではなく、最大判昭和44年12月24日刑集23巻12号1625頁〔1631頁〕が「個人の私生活上の自由の一つとして、何人も、その承諾なしに、みだりにその容ぼう・姿態（以下「容ぼう等」という。）を撮影されない自由を有するものというべきである。これを肖像権と称するかどうかは別として、少なくとも、警察官が、正当な理由もないのに、個人の容ぼう等を撮影することは、憲法一三条の趣旨に反し、許されないものといわなければならない」とするように、行政による個人情報の収集や公表を含めて情報のライフサイクル全般に対して人権保障が及んでいる。
- (13) 「大阪国際空港公害訴訟事件」最大判昭和56年12月16日民集35巻10号1369頁〔1373～1374頁〕は、「被上告人らが大阪国際空港…の供用に伴い航空機の発する騒音等により身体的・精神的被害、生活妨害等の損害を被つているとし人格権又は環境権に基づく妨害排除又は妨害予防の民事上の請求として一定の時間帯につき本件空港を航空機の離着陸に使用させることの差止めを請求する部分は、その実質において、公権力の行使に関する不服を内容とし、結局において…行政権限の発動、行使の義務づけを訴求するものにほかならないから、民事裁判事項には属しない」とするから、反対的解釈をするならば、行政の行為であっても公権力的な強制性や具体的法的効果を伴わない非権力的事実行為については、行政庁の行使すべき第一次的判断権を侵犯することなく、それを民事裁判によって人格権に基づく妨害排除請求又は妨害予防請求が認められると解される。なお、同様に、民事訴訟

における仮処分について、行政事件訴訟法 44 条は「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為については、民事保全法（平成元年法律第九十一号）に規定する仮処分をすることができない」と規定する。

- (14) 「北方ジャーナル事件」最大判昭和 61 年 6 月 11 日民集 40 卷 4 号 872 頁〔876～877 頁〕。
- (15) 大阪地判平成 31 年 3 月 13 日 LEX/DB（文献番号 25566629）。
- (16) 盛岡地判平成 26 年 4 月 11 日 LEX/DB（文献番号 25503658）。
- (17) 東京地判令和 2 年 10 月 20 日・前掲注（10）。
- (18) 大阪地判平成 24 年 10 月 12 日 LEX/DB（文献番号 25500241）。
- (19) 「石に泳ぐ魚事件」最三判平成 14 年 9 月 24 日判時 1802 号 60 頁〔63 頁〕。
- (20) なお、現行、行政による情報の提供の期間の目安としては、各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議「Web サイト等による行政情報の提供・利用促進に関するガイドライン」（https://cio.go.jp/sites/default/files/uploads/documents/1011_web_guideline.pdf）（2019 年 4 月 18 日）（2021 年 10 月 31 日閲覧）3 頁は、「情報の掲載期間は、別途の定めがない限り、原則公表後 3 年以内とする。3 年経過後の情報については、継続掲載の要否について確認する」とするが、同注記は「あらかじめ 3 年を超えて掲載し続ける必要性が明らかな情報については、それを妨げるものではない」とする。